健生食輸発0606第2号令和7年6月6日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (中国産ほうれんそうのインドキサカルブ及びベトナム産トゲウナギのエンロフロキ サシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年6月5日付け健生食輸発0605第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき 実施しているところである。

今般、中国産ほうれんそうのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、ベトナム産トゲウナギのエンロフロキサシンについて検査命令を解除したことから、令和7年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

1.別表第2への追加

- ・中国産ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)のインドキサカルブ
- ・ベトナム産トゲウナギ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のエンロフロキサシ ン

2.別表第3への追加

・中国産ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)のインドキサカルブ(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SHANDONG TAIHUA FOOD CO.,LTD.」であるものに限る。)